

# 学校法人鹿児島竜谷学園宇宿幼稚園重要事項説明書

## I 施設設置主体

名 称	学校法人鹿児島竜谷学園
所在地	鹿児島市東千石町21-38
電話番号	099-226-3191
代表者氏名	黒田 正宣

## 2 利用施設

施設の種類	幼稚園型認定こども園
施設の名称	幼稚園型認定こども園宇宿幼稚園
施設の所在地	鹿児島市宇宿4丁目18-8
連絡先	099-264-1810
管理者	園長 前原 孝二
対象園児	(1号認定児) 90名 3歳以上で、教育を希望する子ども。 (2号認定児) 15名 3歳以上で、就労や妊娠など「保育の必要な事由」に該当し、 教育と保育を希望する子ども。
開設年月日	宗教法人立宇宿幼稚園設置許可 昭和46年3月4日 幼稚園型認定こども園宇宿幼稚園 平成27年4月1日

## 3 本園の目的

本園は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置づけ、以下の運営方針に基づき教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 本園は、宗教的情操を培う「まことの保育」を実践し、次代を担う心豊かな児童の育成を図ります。
- (2) 本園は、児童憲章に謳ってある「子どもの最善の利益優先」を追求しながら教育・保育を行います。
- (3) 本園は、地域の子育てをしているすべての家庭に対して、子育て相談・支援を行います。
- (4) 本園は、条例が定める職員や設備の基準その他の関係法令等を順守します。

(5) めざす姿

① めざすこども像

- ・みほとけさまをおがむ子
- ・ありがとうのいえる子
- ・おはなしをよくきく子
- ・なかよくする子

② めざす幼稚園像

- ・良質の教育・保育を实践する園
- ・喜んで登園し満足して降園する園
- ・地域に愛され責任を果たす園
- ・美しく整理整頓ができている園

③ めざす教師像

- ・聞法にいそしむ保育者
- ・子どもと共に育つ保育者
- ・子どもに学ぶ保育者
- ・学び続ける保育者

(6) 重点課題

- ① 「まことの保育」の実現・・幼稚園教育要領の实践
- ② 子育て支援の充実（預かり保育・子育て相談・ピコちゃんクラブ・園庭開放）
- ③ 地域コミュニティ協議会との連携

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	7 3 1 m <sup>2</sup>
	園 庭	4 1 0 m <sup>2</sup>
園 舎	構 造	R C 構造
	延 べ 面 積	4 7 5 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
保 育 室	6 室	3 歳児（チューリップ組、もも組） 4 歳児（ひまわり組、たんぽぽ組） 5 歳児（さくら組、すみれ組） 5 歳児クラスは、間仕切り等を開いて、学年一クラスで教育・保育を進めることもあります。 3 歳児クラスには、体験児もいます。
職 員 室	1 室	
給 食 室	1 室	3 名の調理員がいます。
リ ズ ム 室		5 歳児クラスの間仕切り等を開いて、集会用に活用します。
図 書 室		すみれ組内に設置しています。
保 健 室		職員室内にベッドを置いています。

### (3) 職員の配置状況

職 種	員数	職務内容
園 長	1	園長は職務をつかさどり、所属職員を監督する
主 幹	1	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。
保 育 教 諭	6	幼児の保育をつかさどる。
常 勤 保 育 教 諭	2	幼児の保育をつかさどる。
非 常 勤 保 育 教 諭	9	幼児の保育をつかさどる。
事 務 職 員	1	経理及び庶務をつかさどる。
調 理 員	3	幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。
運 転 手	2	バスの運転・環境整備に従事する。
添 乗 員	2	バスの添乗に従事する。
合 計	26	

※本園は、条例等に定める基準に基づき、教育・保育に必要な職種について職員を配置しています。

## 6 教育・保育を提供する日

(1) 登園日は、1号認定の幼児は220日程度とし、2号認定の幼児は、300日程度となります。

(2) 休園日は次のとおりとします。

#### ① 1号認定児の休園日

- ・国民の祝日
- ・土曜日・日曜日
- ・春季休業日 3月26日から3月31日まで  
4月1日から4月5日まで
- ・夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- ・冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

#### ② 2号認定児の休園日

- ・国民の祝日
- ・日曜日
- ・12月29日から翌年1月3日まで
- ・3月31日

※ 災害時や緊急事態が発生したときは、臨時休業することがあります。

※ 1号認定の園児は、平日、土曜日、春・夏・冬季休業日に必要な場合は、「一時預かり（預かり保育）」を利用することができます。

## 7 教育・保育の提供時間

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定児	教育標準時間	10時～14時
2号認定児	保育標準時間（最大11時間）	7時～18時
	保育短時間（最大8時間）	10時～18時

### (1) 預かり保育

1号認定児・満3歳児は、保育終了後・土曜日・長期休業中、ご希望により「預かり保育」を実施しています。

○ 1号認定児は、保育終了後から18時まで

・預かり保育代は一日200円（おやつ代含む）です。

・長期休業中は、8時から13時（200円）13時～18時（200円）です。

○ 土曜日・長期休業中または、午前保育の日は一食200円で給食が利用できます。

または、お弁当をご準備ください。（給食は、3日前までに事前予約が必要です）

### (2) 延長保育

預かり保育終了後、及び2号認定児の保育終了後、ご希望により「延長保育」を実施しています。

○ 実施日・・・月曜日～金曜日の18時～19時

○ 経費・・・150円（おやつ代含む）

## 8 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼稚園教育要領を踏まえ、以下の教育・保育その他の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

7に記載した時間において、教育・保育を提供します。

### (2) みほとけ様の幼稚園として「まことの保育」を実践・推進いたします。

～宗教的情操を育て、生きる力を育みます～

### (3) 幼稚園教育要領と「まことの保育」の一体化を図り、園児の教育・保育を勧めます。

### (4) 送迎

希望者については、園バスによる送迎をいたします。

ただし、園バスの運行は、迎え・送りともに一便、二便の順になります。この順は、一年を通じて変わりません。

園バスを利用される場合は、別途利用者負担が発生します。

細かな時間指定は、対応できません。

園児の転出・転入のため、途中変更する場合があります。

(5) 給食

献立表は、毎月「給食だより」として別途にお知らせいたします。

食物アレルギーがある場合は申し出てください。生活管理指導表に基づいて対応いたします。

## 9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

鹿児島市が定める利用者負担額（月額）を本園にお支払いいただきます。

(2) 月の途中で入退園する場合については、在籍日数に応じ、日割り計算で算出します。

(3) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等をお支払いいただきます。

## 10 教育・保育の終了

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24号第1項第2項または第3項の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

## 11 嘱託医等

本園は、以下の医療機関等と嘱託契約を定型しています。

(1) 内科

医療機関の名称	在宅医療 大徳クリニック
嘱託医の氏名	大徳 恭久
所在地	鹿児島市宇宿1丁目41-14
電話番号	099-254-8011

(2) 歯科

医療機関の名称	福元歯科
嘱託医の氏名	福元 博嗣
所在地	鹿児島市宇宿5丁目31-8
電話番号	099-284-7171

(3) 薬剤師

医療機関の名称	パンジー薬局
嘱託医の氏名	宮脇 仁美
所在地	鹿児島市荒田2-39-7-806
電話番号	080-1547-0421

## 12 園内での投薬

職員による投薬については、医療行為にあたるため原則として禁止されています。  
しかし、かかりつけの医師が処方された薬で、医師の指示でやむを得ず保育時間中に投薬  
が必要な場合に限り、「投薬依頼書」に基づいて取り扱います。

## 13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡し、保  
護者の指定する医療機関に搬送いたします。

## 14 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・カーテン防災処理 有 ・誘導等 有 ・非常警報装置 有
避難・消火訓練	・火災訓練 地震・津波訓練 防犯訓練 交通安全教室 など月1回程度実施します。

## 15 保険の種類・保険事務・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害給付（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	園管理下における園児の負傷等に要する費用に対する補助を行います。
保険金額	治療費等5000円の場合3割負担で1500円の窓口支払いとなりますが、約4割で2000円程度の支給があります。 5000円以上の場合も同様の割合で支給されます。
	治療費5千円以下、保険による支払3割1500円以下は日本スポーツ振興センターから支給されませんので、1500円未満の支払いについては、本学園から支給されます。
保険の種類	J K保険（東京海上日動火災保険株式会社）
保険の内容	園管理下における園児の負傷等に要する費用に対する補助を行います。
保険金額	通院保険金日額×通院日数

その他「幼稚園賠償責任保険D型」、「幼稚園団体傷害保険D型」、「体験入園園児傷害保険」、「スクールバス傷害保険」に加入しております。

## 16 その他の留意事項

飲酒・喫煙は、本園の敷地内はすべて禁止です。

## 17 苦情・相談等に関する相談窓口

幼稚園型認定こども園宇宿幼稚園では、利用者からの苦情・相談に適切に対応する体制を整えています。当園における苦情・相談解決責任者、苦情・相談受付担当者を下記のとおり設置しております。

### 記

#### 1 苦情・相談責任者

園長 前原 孝二

#### 2 苦情・相談受付担当者

主幹 長瀨 ゆかり

#### 3 苦情・相談解決の方法

##### (1) 苦情・相談の受付

苦情・相談は面接、電話、書面などにより苦情・相談受付担当者が随時受け付けます。

##### (2) 苦情・相談受付の報告

苦情・相談受付担当者が受け付けた苦情・相談は、苦情・相談責任者に報告します。

##### (3) 苦情・相談解決のための話し合い

苦情・相談責任者は、申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

##### (4) 苦情解決に向けた記録・結果報告

①苦情・相談受付担当者は、苦情の受付から解決、改善までの経緯と結果について書面に記録するものとします。

②苦情・相談責任者は、改善を約束した事項について、申出人に口頭等で報告するものとする。

③申出人が満足する結果で解決できなかった場合は、市の苦情相談窓口を紹介するものとします。

##### (5) 守秘義務について

相談内容については秘密を厳守するものとする。

18 平成30年度納付金

納付金		金額	納期	備考
1 入園手数料		2,000円	契約時(11月)	
2 入園料(施設整備費)		本年度より徴収なし		
3 実費徴収		○園児服等 27,600円～29,200円 ○給食費 1号認定児 3,500円 2号認定児 600円 ○体育教室代 350円 ○バス利用費 往復 1,400円 片道 700円 ○アルバム代 720円 ○父母の会費 600円	購入時  毎月5日  毎月5日 毎月5日  毎月5日 毎月5日	3歳以上  全員  全員 対象園児  5歳児 全員
4 その他		本園の利用において、通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもので園長が定める金額		
5 保育料		金額	納期	備考
3歳から 5歳	1号認定	鹿児島市が定める額 (限度額) 23,000円 0.5 (11,500円)	毎月5日まで(所得等に 応じて市が 定めた額)  途中の入退 所の場合は、 日割り計算	【応能負担】 【多子世帯軽減】 第2子の保育料 0.5(半額) 第3子から保育料 無料(鹿児島市認定 こども園条例)(1 号認定の場合.小3 から満3歳までの 範囲)(2号認定の 場合.小学校就学前 から0歳の範囲)
	2号認定	鹿児島市が定める額 (限度額) 30,300円 0.5 (15,100円)		
2歳体験児	その他	20,000円 (鹿児島市私立幼稚園協会が定める保育料の基準) ※一時預かり事業(体験)を活用する。		

## 1 9 入園・休園・退園について

### (1) 入園

園児が入園しようとするときは、園児の保護者から所定の入園願書に入園手数料を添えて園長に提出するものとしまう。

### (2) 休園

園児が休園しようとするときは、その保護者からその旨を届けるものとします。

### (3) 退園

園児が退園しようとするときは、退所届及び支給認定変更（取消）申請書兼変更届を幼稚園を經由して居住市町村に提出するものとします。

なお、支給認定の取消及び変更の場合、支給認定証を居住市町村に返却します。

また、学園様式の退園届を幼稚園に提出するものとします。

## 2 0 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

(1) 園児及びその保護者等に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律及びその他の関連法令を遵守しつつ、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ① 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。
- ② 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
- ③ 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ④ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

(2) ホームページについて

### ① 趣旨

本園のホームページは、園児及び保護者、職員のプライバシーを尊重の上、情報発信のために一般に公開しています。

### ② 目的

ア 宇宿幼稚園の特色や園児たちの活動を、広く広報するため。

イ 園児の活動を保護者に公開し、活動への理解と協力を得るため。

ウ その他、当園の教育活動等を知っていただき、園の活動に対する意見を受け、より充実・発展した活動にするため

### ③ 責任者

当ホームページに掲載された情報に関する責任は園長が負います。

#### ④ 公開の方針

- ア 原則として個人写真を掲載する場合は、名札等によって個人名が判別できないように必要な修正を施すと同時に、掲載した文章などからも個人が特定されることのないように十分注意します。
- イ 保護者から掲載を希望しない旨の申し出のあった園児の写真は、集合写真や複数の園児との活動場面の写真など、個人が特定できない写真を除き、掲載しません。
- ウ 特別な事情により、上記項目に抵触する写真や情報を掲載する必要がある場合には、事前に保護者の同意を得るものとします。
- エ 撮影後、写真のデータは職員室のパソコンか職員室のカメラに保存し、その他のデータは確実に消去します。
- オ 写真等の個人情報には園関係の目的にのみ使用し、職員の個人的な目的には使用しません。

# 地震・津波発生時の対応について

宇宿幼稚園

## 1 地震・津波発生時等の対応

本地域に大地震（震度5以上あるいは4以下でも甚大な被害が発生した場合）が発生したとき、次表のような対応を取ることとする。

	園児の居場所	対 応
1	子どもが登園前の場合	① 自宅で待機をする。 ・子どもだけが家にいる場合、保護者は安全を確認の上自宅に戻る。 ② 通園路、幼稚園等に被害がないことが確認でき、しかも通信網の利用が可能な場合のみ園再開の連絡をする。（メール配信、電話等） ③ 安否確認状況や避難場所等について保護者は園に連絡を入れる。 「〇〇は〇〇に避難しています」
2	子どもが在園の場合	① 直ちに保育等を中止し、園児を安全な場所（園庭や駐車場、津波の発生が予想される場合は2階リズム室等）に避難させる。 ② 園児の安否確認状況をメール配信、電話等で保護者に連絡する。 ③ 園において保護者等に園児を引き渡す。
3	登園・降園の途中の場合	① 園に避難して来た保護者と園児は保護する。 ② 歩きコースの場合は、近くの安全な場所に避難し、揺れ等が収まってから、早めに親に引き渡す。 ③ バスの場合は、道路の端に車を停車させ、揺れ等が収まるのを待ってから、園に連絡させる。避難場所に行くかコースの運転に戻るかの判断指示を受ける。 ④ 自宅へ向かうことが困難な園児には、園で一旦待機させ救助車両を待たせる。 ⑤ 津波が予想される場合は、その程度により高台に避難させる。 ⑥ 園児の安否確認状況をメール配信、電話等で保護者に連絡する。 ⑦ 避難場所において保護者等に園児を引き渡す。
4	園外保育、お泊り保育等の場合	① 原則として直ちに帰園し、園に待機させる。 ② 状況によっては現地で避難する。 ③ 園児の安否確認状況をメール配信、電話等で保護者に連絡する。 ④ 避難場所において保護者等に園児を引き渡す。

- 通信手段が使えなくなった場合、保護者の判断で安全を確認の上、園に来てもらい、園児を引き取る。
- 地震や津波に備え、日頃から避難場所や行動について、家庭内で必ず話し合っておく。（津波発生が予想される場合は、たとえ子どもだけであっても自分で判断し、山手に駆け上がる。）
- 園以外の場所に避難させる場合は、緊急薬品、AED、防災頭巾、防災ラジオ、備蓄食料と水を必ず携行する。

## 2 非常時の園児の引き渡しについて（実施基準と手順・方法）

大地震（台風や暴風雨、その他の緊急事態等の場合も含む）等の非常時に、安全・確実園児を保護者に引き渡すための実施基準等を次のように設定する

### （1）園児引き渡し実施基準

#### 【宇宿幼稚園 園児引き渡し実施基準】

次の事態が発生した場合は、園児の保護者への引き渡しを実施する。

- ① 鹿児島市において、震度5以上あるいは周囲に甚大な被害が予想される地震が発生した場合、および台風等による暴風雨、その他の緊急事態の場合
- ② 内閣府から大震災や各種の脅威（北朝鮮のミサイル等）に対して「警戒宣言」が出された場合
- ③ 通学路や家屋に重大な損傷がみられ、降園が難しいと判断した場合
- ④ 園施設が避難場所として開設された場合
- ⑤ 地震に伴う津波発生が予想され、園児を園以外の場所（避難所、高台）方面に避難させた場合

### （2）園児引き渡しの手順

※引き渡しにあたって

- ①各家庭に連絡が取れない場合 ⇒ 保護者が自主的に来園するまで待機
  - ②各家庭に連絡が取れる場合 ⇒ 連絡後、保護者への引き渡し
- 学級担任等が園児とともに引き取り者（保護者・代理者）の確認をしてから、園児を引き渡す。その際、引き渡しカードに記入をする。
- 引き取り者不在の園児は、園および一時避難場所に集め、迎えがあるまで園職員が保護する。